

懲罰に関する規程

(違反行為に対する懲罰)

第1条 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という）は、日本協会の役員、加盟団体の役員その他の関係者、加盟チームの選手、役員その他の関係者に次の各号の事由があるときは懲罰を科することができる。

- (1) 定款、各規程その他の規則に違反したとき
 - (2) ワールドラグビー Regulation、WADAに違反したとき
 - (3) 日本協会の指示命令に従わなかったとき
 - (4) 日本協会又は加盟する団体・個人の名誉又は信用を著しく犯すような行為を行ったとき
 - (5) 日本協会又は協会に加盟する団体・個人の秩序風紀を乱したとき
 - (6) 刑罰法規（日本・外国）に抵触する行為を行ったとき
- 2 支部協会の所管事項に関して前項の事由が生じたときは、支部協会は、その傘下の団体、チーム又は選手に対して懲罰を科することができる。ただし、3か月を超える出場資格の停止処分を科すときは、事前に日本協会の規律委員会の承認を得なければならない。
- 3 日本協会は、公式競技会において加盟チーム、加盟チームの役員又は選手が行った違反行為に対しても懲罰を科することができる。

(罰則の種類)

第2条 前条による懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1) 警告
 - (2) 譴責
 - (3) 罰金（契約選手のみ）
 - (4) 公式試合の一定数出場資格の停止
 - (5) 公式試合の一定期間出場資格の停止
 - (6) 公式試合の無期限出場資格の停止
 - (7) 協会活動の一時的又は永久的停止
 - (8) 資格の剥奪（協会の登録の抹消）
- 2 前項の懲罰は併科することができる。

(両罰規定)

第3条 加盟団体又は加盟チームの役員、職員又は選手その他の関係者に第1条各号に定める事由が発生した場合において、当該事由の発生につき加盟団体又は加盟チームに過失が認められるときは、当該行為者に前条の懲罰を科すほか、その団体又はチーム

に対して前条に定める懲罰を科すことができる。行為者が第1条各号の行為の後、団体又はチームから離籍した場合も同様とする。

(資格審査委員会等審議)

第4条 この規程に基づく懲罰の適用及び資格の回復は、規律委員会及び選手・役員資格審査委員会の審議を経て、理事会が決定する。

(仲裁合意)

第5条 この規程に基づく懲罰の決定に不服のある競技者等は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則に基づく仲裁に付し、その仲裁により最終的に解決されるものとする。ただし、第1条第1項第2号の事由に基づく懲罰については、この限りでない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

2013年4月1日 施行

2014年10月1日 改正

2015年7月1日 改正